

## 「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」開催について

令和 2 年 11 月 20 日  
内閣府特命担当大臣決定  
令和 3 年 11 月 26 日  
一 部 改 正

### 1. 趣旨

第 203 回臨時国会の総理所信表明演説にて宣言された、2050 年カーボンニュートラル社会の実現に向け、規制改革や革新的イノベーションの推進などの政策を総動員することが急務である。中でも、本社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化及び最大限の導入が非常に大きな鍵を握り、その障壁となる規制改革の取組は必要不可欠である。また、再生可能エネルギーに係る規制は、関連府省庁や各自治体にまたがっており、縦割り行政等に起因する中長期的な構造的課題も孕んでおり、網羅的かつ横断的にスピード感を持って取り組まなければならない。このため、内閣府特命担当大臣（規制改革）（以下「特命担当大臣」という。）の下で、関連府省庁にまたがる再生可能エネルギー等に関する規制等を総点検し、必要な規制見直しや見直しの迅速化を促すことを目的に、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）」を開催する。

### 2. 構成員

- (1) タスクフォースは、別紙に掲げる者をもって構成し、特命担当大臣が主宰する。ただし、特命担当大臣は、必要と認める場合、構成員を追加することができる。
- (2) 特命担当大臣は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。また、オブザーバーとして、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

### 3. 検討事項

タスクフォースの検討事項は以下のとおりとする。

- ・再生可能エネルギー等の導入拡大に向けた、規制等の具体的な改革策

### 4. 庶務

タスクフォースの庶務は、内閣府規制改革推進室において処理するものとする。

### 5. 公表等

本タスクフォースは、公開するものとする。また、タスクフォースの終了後、タスクフォースの配付資料及び議事概要を公表するものとする。

### 6. 準備会合

必要に応じて、タスクフォースの前に、準備会合を実施するものとする。

### 7. その他

前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、特命担当大臣が定める。